

第5章 計画の推進体制と進行管理

第1節 推進体制

本計画を推進するにあたっては、市民や事業者・学識経験者・温暖化防止活動推進員・行政で組織する「久留米市地球温暖化対策協議会」で実践協議するとともに、環境の保全に関する基本的事項を調査・審議する「久留米市環境審議会」に報告し、計画に関する意見を求めます。

また、市の庁内組織である「久留米市地球温暖化対策等推進本部」を中心として、本計画の進行管理を行います。

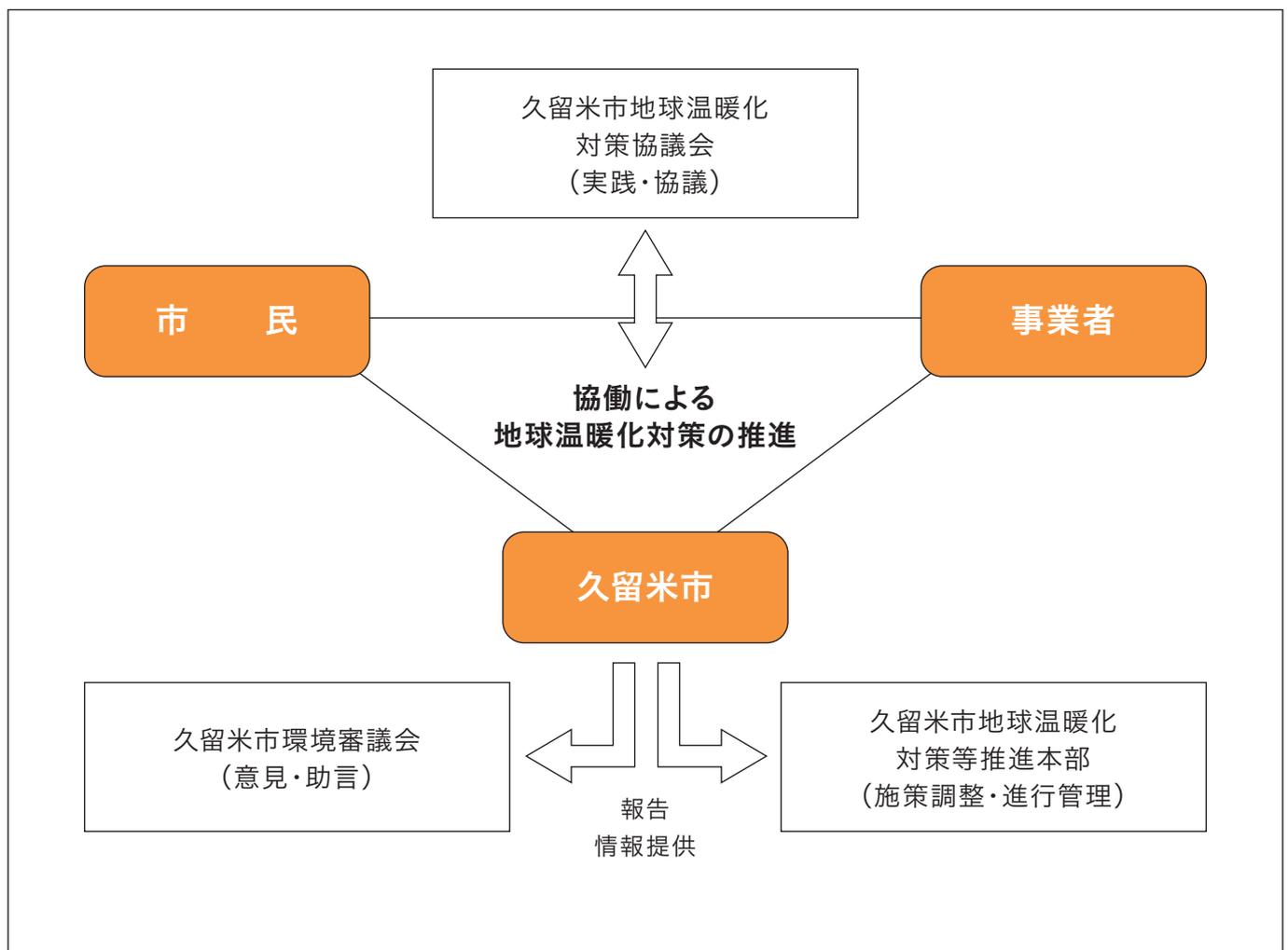


図26 計画の推進体制

第2節 各主体の役割

1.市民の役割

市民は、地球温暖化対策についての理解を深め、日常生活におけるさまざまな場面において、省エネ・省資源等の低炭素型ライフスタイルを実践するとともに、環境に配慮した製品やサービスを選んで購入します。そのことが、企業の製品づくりや環境配慮意識に影響を与え、地球温暖化対策を進めることにつながります。

また、気候変動への適応に関する取り組みを進めます。

加えて、市民団体や事業者、行政等が実施する地球温暖化対策に関する活動に積極的に参加するとともに、地域と他の主体との連携・協働を図ります。

2.事業者の役割

事業者は、生産・流通・サービス提供・廃棄等のあらゆる過程において、低炭素型ビジネススタイルの実践に努め、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、気候変動への適応に関する取り組みを進めます。

また、従業員への環境教育等を通じて、事業活動における環境に配慮した取り組みを進めるとともに、地域や従業員の家庭における低炭素型ライフスタイルの実践等につなげていきます。

加えて、市民団体や地域、行政等が実施する地球温暖化対策に関する活動に積極的に参画し、連携・協働を図ります。

3.久留米市の役割

本市は、温室効果ガス排出抑制のための施策について、情報提供などを通じて、市民や事業者の地球温暖化対策を支援するとともに、自主的な取り組みを促すよう努めます。

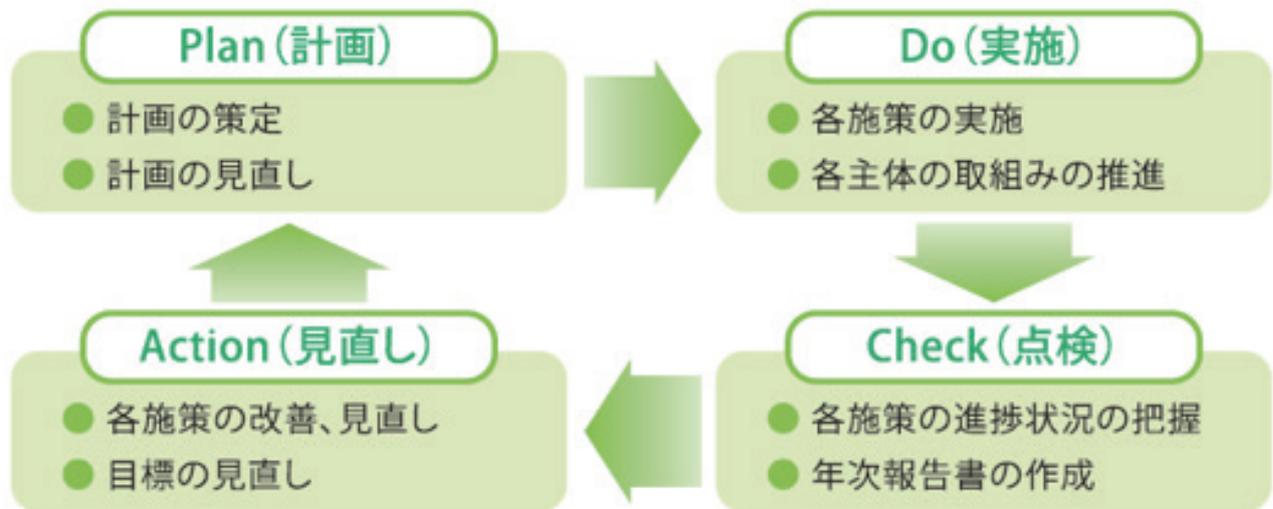
また、各主体との連携・情報共有を図りながら、地球温暖化対策が効果的に実施されるよう総合的・計画的に取り組めます。

第3節 進行管理・公表等

本計画の取組状況を確認するため、毎年度、各主体の取組結果である各部門の温室効果ガス排出量の推計を公表します。

また、成果指標と取組指標に基づく実績について、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

【PDCAサイクル】



結果については、「久留米市地球温暖化対策協議会」及び「久留米市環境審議会」に報告をして、意見を求めます。

そして、市のホームページ等で公表します。

なお、本計画については、国内外の動向を注視しながら、新たな方針等が出された場合など、地球温暖化対策を取り巻く状況が変化した場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。